

大学院における成績評価疑義申立制度の周知について

1 変更の趣旨

2025 年度に受審した大学機関別認証評価において、「学部及び大学院の成績評価異議申し立て制度については、学修者本位の観点から、申し立てのプロセスを整理し、学生に明示することが望まれる」との指摘があったことを受け、学部においては、制度の改訂を行ったところである。これまで大学院では、必要に応じて、学部に応じた対応を取ってきたが、この機会に改めて制度を学部の改訂に準じた形で以下の通り定め、学生便覧やオリエンテーションでの周知を行っていくものである。

2 学部における制度改訂のポイント

- ・ 学生が疑義申立を行う場合、まずは授業担当教員と面会またはメールにて成績状況の照会を行った後、必要に応じて事務局に申請を行っていたが、授業担当教員とのやり取りを経なくても事務局に申請できるように変更する。
- ・ 学生便覧に記載の案内に、フロー図を追加する。
- ・ 感覚的な申立や具体性のない申立の増加を防ぐため、学生便覧での案内に注意事項を追加する。

3 学生便覧への記載事項

博士前期課程・博士後期課程それぞれの、「V 試験、成績評価及び修了要件」内に以下の内容を項目として追加し、オリエンテーション等でも周知を図る。

成績評価疑義申立制度

皆さんは、各学期の成績通知後、当該学期の成績評価に対して疑義がある場合に大学・教員側に申立をすることができます。この制度は、科目担当教員が申立に基づいて調査を行い、その調査結果を回答する制度です。各学期の疑義申立期間については、成績通知の際にお知らせします。

成績評価に対して疑義がある方は、各学期の申立期間内に、「成績評価疑義申立書」を事務局教務・学生チームに提出してください。その際には、各科目のシラバスに記載されている〔評価方法及び評価基準〕に基づき、具体的かつ客観的に記載する必要があります。※「自分ではできたつもりだが、評価に納得がいかない」というのは、感覚的であり、具体性もなく受け付けできません。

なお、疑義申立期間を過ぎてからの申し立てや、当該学期以外の成績についての申し立ては受付しません。

【新】

成績評価疑義申立書

青森公立大学大学院
研究科長 様

提出日 年 月 日

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

1. 科目名 _____ 担当教員名 _____

2. 今回の成績評価について疑義のある部分を詳しく記載すること。

※以下のような、感性的かつ具体性のない内容では認められません。

- ・「自分ではできたつもりだが、評価が納得いかない」
- ・「記述を全部埋めているのに、評価がもらえないのはおかしい」

申立を行う科目のシラバスの〔評価方法及び評価基準〕に基づき、疑義について具体的かつ客観的に記載してください。

記入例 裏面を参照

【新】

記入例)「①小テスト 20% ②中間レポート 30% ③期末テスト 50%の場合」

シラバスの〔学修の課題、評価の方法〕によると、

①全部で2回行われた小テストについて、2回とも受験し、○回目と○回目の授業で行われた○○○○と○○○○の内容について、質問の意図をしっかりと理解した解答を記入することができたため、18~20%は取れていると考えます。

②中間レポートは、○○○○について、若干解答欄を埋めきれず短い解答となってしまったものの、授業の内容を踏まえてしっかりと論理的に解答することができたことから、20%程度は取れていると考えます。

③期末テストについて、2つの設問を解答することができなかったが、残りはすべて解答し、あやふやな箇所はなく、授業の内容を踏まえて解答できたことから、45%は取れていると考えます。

これらのことから、80%以上取得できていると考えるので、成績評価は C ではなく、A ではないかと考えます。

【新】

成績評価疑義調査結果報告書

青森公立大学大学院
研究科長 様

提出日 年 月 日

科目名 _____

担当教員名 _____ 印

1. 学籍番号 _____ 氏名 _____

2. 今回の疑義申し立てについて調査した結果を詳しく記載すること。

3. 今回の調査の結果、成績内容に訂正はありますか？（どちらかに○を付してください）。

※第1回の授業において学生と相互に確認して大学事務局に提出した到達目標、評価方法および評価基準に従って対応してください。

有 無
